

新潟市里潟ガイド実施要領

(目的)

第1条 この要領は、市内にある16の里潟の魅力（歴史や見どころ、地元住民や各種団体の取組み、動植物などの自然環境、体験プログラムなど）を案内し、再発見を共有できる里潟ガイド（以下「ガイド」という。）を育成し、市民や観光客など来訪者への案内のほか、里潟環境を持続的に守る人材の育成を図るため、ガイドの認定並びに活動等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 ガイドとは、別表に定める市内16の里潟において、自らの意思に基づき、次条に定める活動を行う者をいう。

(活動内容)

第3条 ガイドの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 歴史や見どころ、地元住民や各種団体の取組など、里潟の基礎知識に関するガイド活動
- (2) 里潟内の動植物など自然環境に関するガイド活動
- (3) 里潟内の体験プログラムの提供に関するガイド活動
- (4) 学校等における環境学習や総合学習等での講師
- (5) その他、里潟に関連するガイド活動

(資格)

第4条 認定できるガイドは下記の条件を満たした個人とする。

- (1) 新潟市が実施するガイド養成講座を修了した者
- (2) 満18歳以上で本要領の内容に同意した者（申請書の提出で同意とみなす。）

(ガイドの認定)

第5条 前条の条件を満たす者は、ガイド認定を希望する場合、ガイド認定申請書（様式第1号）により市長に申し込むものとする。

2 市長は、前項により申し込みをした者に対し、認定証（ID）を交付し、ガイド認定簿に登録するものとする。

3 ガイドは登録事項の変更があった場合は、ガイド登録変更届書（様式第2号）により市長に届出るものとする。

(認定証の携行)

第6条 前条により認定を受けた者（以下「認定者」という。）がガイド活動を行うときは、交付された認定書（ID）を携行するものとする。

(認定期間)

第7条 認定期間は前条よる認定を受けた日から、3年を経過した日が属する年度の3月31日までとする。

2 認定者が引き続き認定を希望する場合は、新潟市が実施するガイド認定更新講座を受講することで、継続することができる。

(遵守事項等)

第8条 認定者は、ガイドとして公序良俗に反する行い、営利、政治、宗教活動を目的とした活動を行ってはならない。

2 認定者は、ガイド活動等を通じて知り得た個人情報、その他秘密を第三者に漏らしてはならない。また、認定の辞退や認定の抹消により、ガイドの資格を失った場合も同様とする。

3 市長は、認定者が前2項の遵守事項に反する行為を行っているときと認められるときは、当該ガイドに対し必要な指導を行うことができる。

(認定の辞退)

第9条 認定者は、認定継続の意思を失ったときは、ガイド登録辞退届出書(様式第3号)を速やかに市長に届け出なければならない。

2 前項の規定により認定を辞退した者は、速やかに認定証(ID)を市長に返還しなければならない。

(認定の抹消)

第10条 市長は、認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取消することができる。

(1) この要領に該当しなくなったとき。

(2) 法令に違反する重大な事実が認められたとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

2 前項の規定により認定を取消された者は、速やかに認定証(ID)を市長に返還しなければならない。

(活動報告)

第11条 認定者はガイドとして活動を実施した場合は、すみやかにガイド活動報告書(様式第4号)に必要事項を記載し、提出するものとする。

(謝礼等)

第12条 認定者は、ガイドとして活動した場合、認定者にガイドを依頼する者(以下「依頼者」という。)から謝礼を受けることができる。

(保険)

第13条 舟で潟内に入るなど、事故やケガが予想されるガイド活動を行う場合は、イベント保険などの保険に加入することとし、当該保険に係る費用はガイド又は依頼者が負担する。

2 ただし、無報酬(交通費等の実費を除く)でガイド活動を行う場合については、ガイドを被保険者とする新潟市市民活動保険を適用することとし、当該保険に係る費用は本市が負担する。

(事故等の責任)

第14条 ガイド中に発生した事故等の責任は、ガイド及び依頼者が負うものとする。

(市の責務)

第15条 市は、ガイドに対して、次に掲げる支援を行うよう努めるものとする。

- (1) ガイドの周知宣伝のほか、市の環境教育事業や観光振興事業において、ガイドを積極的に活用する等、ガイドに活動の機会を提供すること。
- (2) ガイドの活動に支障が生じないように、関係機関と連携を図るとともに、ガイドが安心して活動するために必要な措置を講ずること。
- (3) ガイドに対する学習の機会を提供し、ガイドの資質向上に協力すること。

(個人情報の保護)

第16条 市は、認定者の個人情報について、新潟市個人情報保護条例の規定に基づき、適正に管理する。

(雑則)

第17条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和7年1月6日から施行する。

(別表)

No	名称	No	名称
1	福島潟 (北区)	9	六郷ノ池 (秋葉区)
2	内沼潟 (北区)	10	北上の池 (秋葉区)
3	十二潟 (北区)	11	佐潟 (西区)
4	松浜の池／ひょうたん池 (北区)	12	御手洗潟 (西区)
5	じゅんさい池 (東区)	13	ドンチ池 (西区)
6	鳥屋野潟 (中央区)	14	金巻の池／水戸際池 (西区)
7	清五郎潟 (中央区)	15	上堰潟 (西蒲区)
8	北山池 (江南区)	16	仁箇堤 (西蒲区)

<様式第1号>

令和 年 月 日

(申請先) 新潟市長

新潟市里潟ガイド認定申請書

新潟市里潟ガイド認定を次のとおり申請します。

1 申請者

住 所	(〒 -)
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
電 話 番 号	
メ ー ル ア ド レ ス	@
区 分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新 (登録番号)
得 意 分 野	(得意な潟や生き物、体験プログラムなど)

2 誓 約

私は、新潟市里潟ガイドの認定を申請するにあたり、下記の事項について、遵守します。 (<input checked="" type="checkbox"/> を入れてください)
<input type="checkbox"/> 新潟市里潟ガイドとして、公序良俗に反する行い、政治・宗教活動を目的とする活動を行いません。

<様式第2号>

令和 年 月 日

(届出先) 新潟市長

住 所

氏 名

新潟市里潟ガイド登録変更届出書

新潟市里潟ガイドの登録事項について、次のとおり変更したいので届け出します。

■変更内容

変更事項	変更前	変更後

<様式第3号>

令和 年 月 日

(届出先) 新潟市長

住 所

氏 名

新潟市里潟ガイド登録辞退届出書

新潟市里潟ガイドの登録について、次のとおり辞退したいので届け出します。

(辞退理由)

■今回の振り返り

①できたこと、良かったこと

--

②できなかったこと、改善したいこと

--

③その他気づいたこと

--